

第31回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）

1 実施日時

平成30年11月20日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者	池田 聡介	（佐賀地方裁判所武雄支部長）
	岩木 宰	（佐賀地方裁判所長）
	大坪 正幸	（学識経験者委員）
	奥野 博	（佐賀地方検察庁次席検事）
	片渕 大輔	（学識経験者委員）
	志田 正典	（学識経験者委員）
	戸上 孝弘	（学識経験者委員）
	宮原 拓也	（学識経験者委員）
	鷺崎 ゆみ子	（学識経験者委員）

② 家裁委員会委員

出席者	岩木 宰	（佐賀家庭裁判所長）
	大隈 知彦	（学識経験者委員）
	桂木 正樹	（佐賀家庭裁判所判事）
	滝口 真	（学識経験者委員）
	田口 香津子	（学識経験者委員）
	多々良 たまえ	（学識経験者委員）
	牧瀬 稔子	（学識経験者委員）
	山口 聰子	（学識経験者委員）

山下 忠 佑（佐賀地方検察庁三席検事）

力久 尚 子（佐賀県弁護士会弁護士）

(2) 説明担当者

佐賀地方裁判所 惠本学総務課長

佐賀地方裁判所 齊藤照代会計課長

佐賀地方裁判所 内藤和宏刑事訟廷管理官

佐賀家庭裁判所 藤原恵美総務課長

佐賀家庭裁判所 柿澤秀樹次席家庭裁判所調査官

佐賀家庭裁判所 平山昭則訟廷管理官

(3) 庶務

佐賀地方裁判所 田中幹彦

4 議事

（文中、□は委員長，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，■は説明担当者等の発言）

全体協議（テーマ「裁判所における障害者配慮について」）

(1) 裁判所における障害者配慮について担当者から説明

ア 裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進について概要

イ 施設・設備の整備状況

ウ 家裁事件及び地裁事件における配慮事例

エ 磁気ループ体験

オ 職員の意識啓発の取り組み

(2) 意見交換

○ 佐賀市では、車いす対応について裁判所と同じような状況で対応している。
耳が不自由な方がいろんな窓口に行かれる場合、もともと耳が不自由な方には筆談も難しい場合があるので、総合案内に手話通訳士を配置し、耳の聞こ

えない方の対応をしている。また、職員研修を含めて簡単な職員サークルのようなもので手話を覚えたり、発達障害の方には、幼児から年を取った後までトータルライフサポートということで支援をしている。

○ 法廷の磁気ループの使用頻度はどれくらいか。

■ 助聴器を高齢の方等が使うことはあるが、当庁での磁気ループの使用例はあまりない状況である。この磁気ループ装置はマイクを通じて大きな音が聞こえるというものになり、全く耳が聞こえない方に対しては手話で対応することになる。

○ 趣旨説明の中では、身体障害、聴覚障害、発達障害、車いす関係を含めて説明があり、よく理解できた。例えば、事例として視覚障害の方に対してというものがあれば教えていただきたい。

● 前の庁にいた時の事例だが、民事訴訟の事件で視覚障害がある方が被告になった事例で、原告から提出された書面が見えないので対応していただけないかと相談を受けた事例はあった。ただ、対応が決まる前に私は転出したので、結果は把握していないが、多分何らかの対応が検討されたと思う。このような事案は全国的にあると思う。

□ 民事裁判の場合は、基本的には裁判に要する費用は当事者が負担していくということになっているので、点字とかいろんなことが必要な場合にその対応をどういう風にしていくのかについては、それぞれの事件ごとに対応していくことになる。

○ 例えば、障害を有する方々が法廷でスムーズに主張を行うことができるための配慮の参考にできるような、不当な差別的取扱いの禁止や排斥的な観点での障害の種類に応じた対応事例集のようなものが、法務省から提供されるなどの支援体制はあるか。

□ 事例等の積み重ね、あるいは対応するマニュアル的なものや指針のようなもの、その職場やそれ以外の部署でも把握されているところがあるかという

ところだが、いかがか。

- 全国的な事例の蓄積を最高裁判所でしており、それが定期的に還元されているという状況はある。すべて同じような事案というのはあまりないが、参考となるような事例が紹介されている。
- 聴覚障害の程度など当事者の場合は事前に分かっていたら準備ができるかと思うが、傍聴に来られた方のために手話通訳者の準備をどうされているのか、傍聴に来られた方は対応できないとされているのか、そのあたりをお聞かせいただきたい。
- 申し出がある等事前に分かっていたら、先ほどご紹介したような助聴器等の準備はできる。ただ手話通訳者となると、傍聴のための手話通訳を公的費用で賄えるのかという点もあり、そこはなかなか難しいというのが現状である。
- 先ほど説明があった法廷の磁気ループの長さは、傍聴席まで延長していくことはできるか。
- 磁気ループのケーブル自体は15メートルか20メートルくらいなので、傍聴席の近くまで近づけるということは可能である。
- ケーブルで囲まれた範囲だけではなく、もう少し広い範囲で聞こえるようになっている。法廷の隅は難しい場合もあるが、当庁の法廷の広さであればだいたいどこでも聞こえる。
- 最初の相談などで来られる時に、障害をお持ちの方は付き添いの方と一緒に来られる事例が多いかと思うが、本人が何らかの権利を侵害されているので相談に来られている場合において、付き添いの方が主導的に相談してしまっていて、本人がなおざりにされていないかというのが、最初このテーマを読んだときに感じたことである。というのも、障害福祉サービスに携わり、障害をお持ちの方と一緒に仕事をして、本人の意思と付き添いで来られる方の意思がちょっと離れているのではと思った経験があったので、そのあたりの配慮を

どうされているのか教えていただきたい。

- なかなか難しい質問で、個別のいろいろな事情によってできるだけ話をお聞きしながら、そういうことをこちらでキャッチしていくという姿勢なのではとないかと思うが、何か事例や、あるいは心がけていることなどがあるか。
- 付き添いの方が介助されて来庁される場合、どちらかというとなり付き添いの方が、自分が事情を一番分かっているというところからお話をされることもある。そういう時に聞く側としては、時折、本人の方を見て、今の説明でいかに確認するなど、様子を見ながら、そうではないという様子が窺えるか、両方の動向等を確認しながら認識のズレがないかということ意識している。途中で直接的な確認がなかなか難しいため、どうしても介助の方がおっしゃっていることを中心にメモを書き留めるが、こういった相談内容ということでもいいのか、タイミングよく本人に確認するということ意識している。
- 付き添いの方は家族の方が多いかと思うが、実は障害をお持ちの方は、家族の方と離れると本当はこうしたいという思いを、かなりお持ちのようで、そこがすごく気がかりである。付き添いの方とは別の段階で本人に話を聞いてもらう体制になったらいいと強く思っている。それで不利益を被っている障害をお持ちの方がたくさんいらっしゃるというのが、私の今感じていることである。やはり、お世話になっている家族の方には文句が言えないというか、遠慮があるというか、本来自分が権利として持っているのを我慢しているという状況があると感じている。
- そういうことを頭に置きながら対応していきたい。先ほど施設、設備、備品などについて説明させていただいたが、委員の方々の職場などで、参考になるようなものがあればご紹介いただきたい。
- 先ほど、佐賀市の事例については、他の委員からも説明があったが、例えば、市で方針や政策などを策定した場合には、音声データや点字印刷物も作成し、視覚障害がある方がいらっしゃる施設や公立図書館などに配置してい

る。その他、窓口に耳の不自由な方、聞こえづらい方向けに音が大きく聞こえるものを用意している。

- 検察庁の施設面については裁判所と同様の備えをしている。ただ、職場の特徴として、あまり外部から好んで来られる方はおられないということから、裁判所ほどは充実していない。ケースバイケースで個々の事案に応じて、例えば、聴覚障害をお持ちの方の場合には手話をつけたり筆談したりとか、検察庁まで来庁できない方の場合にはこちらのほうから出向くとかそういった配慮を行っている。

□ 学校だと誰に対する配慮なのかというところがあるかもしれないが、いかがか。

- 大学の社会福祉学科には盲と聾の身体障害の学生が普通学校から入ってきている。聾の方は口で読み取っていくが（口話法）、専門用語が多くなっていく高学年になってくるとなかなか難しいところがある。そこで、聾の方には手話通訳とノートテイクを交代でつけるようにしている。盲の方の場合、事前に配布されない資料は内容が分からず授業の内容の獲得が遅れてしまうため、学生がみんなアクセスできるデスクネットというところに、授業が始まる前に、教員は必ず配布資料を全部そこに入れるようにしており、各学生はそこからダウンロードして、資料を取って行って授業を受けるシステムになっている。

盲の方は、それを専用の機械を使って自ら点字に直して、そして授業に臨んでいくということになっているので、前もって配布するということが習慣化されており、全てにいきわたるようになっている。こういった場で、障害者の方をオブザーバーとして招き、生の声をいただいて、それを次に生かしていくということ積み重ねていく必要がある。当事者からすると、まだ不利益はあると思うので改善していかなければならない。

- 公的配慮のもとに公的機関は必ず配慮義務があるということで、肢体不自

由の生徒が入学した時は、生徒のためにエレベーターが設置された。ただ、入試などの時の配慮というのは、全てが認められるわけではなく、県教委と保護者と学校との話し合いの中で、どの程度までほかの生徒との公平性を保つかというようなところもあり、それぞれ個別の対応というようなところもある。教育現場ではできるだけ社会に出た時に躓かないようにということで、すべて配慮ということではなくて、できるところはやらせていこうという形も実際のところはやっている。また、こちらは良かれと思っただけの指導も、もしかしたら生徒が不利益を被っているのではないかと等、保護者等といろいろ話をしながら進めている。ハードの面は十分対応できるが、ソフトの面は話し合いながらできる範囲でという形になる。

□ 病院はいかがか。

○ 建物が新しいか古いかにもよるが、手すりの設置やバリアフリー化等、医療施設のほうが進んでいるような気がした。しかし、手話などには対応できておらず、なかなか問診等が十分でないような状況で、まだいろいろ改良の余地がある。ただ、医療機関、駅やデパート等もなかなかつけてないのに、裁判所はオストメイト対応トイレを佐賀県全域整備していることに驚いている。実際の利用頻度はどれくらいなのか教えていただきたい。

□ 頻繁にということはないだろうと思われるが、実際の使用頻度は把握していない。

○ 少し外れるが、医療機関で最近よく問題になるのは、言語の問題である。外国人が増えており、言語が分かりづらい方への対応はどのようにされているか。

□ 障害者という範囲ではないが、多様性という広い意味での配慮として、外国人の事件、あるいは外国人当事者対応の場面ではいかがか。

■ 刑事事件では、外国人の被告人の取り調べ等については検察庁と同様、通訳人を選任して手続を本人に理解させ、また、本人の主張を裁判所が理解し、

日本語として記録化していくという作業を行う。佐賀にも外国の方が増えていて、外国の方の事件関係者も増えているので、裁判手続の通訳経験を持つ通訳人を確保することが容易ではない状況もある。

- 報道機関はいかがか。
- スロープはあるが、デザイン重視でわざと曲線になっており、20年くらい前、まだ、使う人の立場を考えず作ったという感じがする。また、身障者用の駐車スペースを端に設置していることを、車いすの方にも一度指摘されたことがある。少しずつ直していかないといけないといいつつ、ハードの整備はコスト面で難しいところがある。実は、私と同じ年齢の同僚が、脳梗塞で倒れて半身に障害が残ったので、復職にあたり、メインに出入りする所のドアを簡単に指一本で開くようなスライド式に変えたり、ドアノブに補助具をつけたり費用がほとんどかからない範囲で改修がされたが、大規模にやるというのは難しいという感じがしている。先ほど、佐賀市では手話通訳者を窓口に着座させているという話があったが、なかなか裁判所で常駐というのは費用の問題で難しいのではという気がした。例えば、民間の障害者支援団体やNPO等と協力体制を取ったり、この日は手話通訳者の方が窓口に着座している等を外向けにアナウンスしたりすると利用しやすくなるのではないか。
- 色々なハードルがあって難しい面もあるが、来庁しやすい、利用しやすい体制について、ご意見を参考にしながら考えていきたい。
- 映像メディアの世界では、昔は画面が丸く情報もあまり載せられなかったが、今は、地デジの四角い画面になり、いろんな情報を載せられるようになっている。左の上に番組のタイトルがあって右上にニュースがあって、下にはCGで話す言葉全部が載ってる。今後、すべての言葉を全部流すよう総務省が言ってくるだろうといわれている。テレビ各局は、その対応を今迫られており、AIでこのような会議の言葉を全部拾う機械があるので、今後はこ

れにより全部載せるという対応になると思われる。先日、専門業者が来て実演があり、まだまだ実用向きではない面もあるが、今後はテレビも障害者対応という形になっていくのではないかと思う。

- 時代が変わり、AIなどがどんどん普及すると、それに伴っていろいろな配慮の仕方や対応の仕方も変化しており、予算の兼ね合い等もあって、それぞれ苦勞されておられると感じた。
- 弊社は工場ということで、一般の方、不特定多数の方の来社はない。工場見学希望での来社はあるが、身体障害者の方が見学希望というのは今までなかった。そういったこともあり、障害者対応というのは特別にはやっていないというのが現状である。2, 3年前にトイレ改修を行った際に車いすで入れるトイレを作ろうということで、一か所だけある。ただ、今後は、障害者配慮というのは非常に重要になるかと思う。民間企業は法定雇用、障害者を雇用しなければならない。法定雇用率に基づくと弊社は11名雇用しないといけないが、実際は4名ほどしか受け入れていないという状況である。法定雇用率を達成しないと障害者雇用給付金を払わないといけない。1名足りないと1名につき5万円ということで、年間にすると数百万というお金を払っている。会社も障害者の雇用を勧めるとして来社される方というよりも社員のための障害者配慮というものが必要ではないかとなってきている。この問題については今後検討していかなければならないという状況である。
- 改めて職場の障害者配慮のための施設設備がどうなっているのかと思いながら聞いていた。障害者配慮について、裁判所はずいぶん準備をされていながら、実質的な対応例というのは少ないという印象を持ったが、これは、アクセスに障害があるのかもしれないと思った。バリアフリーの情報や備品の活用になかなかアクセスができないということもあるかと思い、先ほど、改めてどういう情報があるのか玄関に行ってみてきた。正面のカラーの案内板には1階2階3階に何があるのか、お手洗いもオストメイトがあるというの

がきちんと貼ってあり，左側にも掲示があったが，それより一番目につくのは，法廷には正面の階段からはいけませんというもので，エレベーターか両側の階段をお使いくださいというのがしっかりとわかるが，初めて来た障害者の方はどこに行ったら対応してもらえるのかというのが分からなく，どこに行けばいいのか迷うと思った。もし，そこで対応の窓口がはっきりわかって，初めて来た人向けにこういうものがありますよ，お使いになりますかという情報があるか，あるいは，玄関のところに，こういうものを設置しておりますので窓口にお声かけくださいというのが，何かしらあるとそれだけでも随分アクセスしやすいのではないかと思った。よくよく考えると私も会議でここに来るが，どこが地裁の窓口で何を対応してくれているのかいまだによくわからずに来ているなという印象を持った。

□ 非常に貴重な意見であり，参考にさせていただいていろいろ工夫をしていきたい。

5 次回の予定

(1) 日程

地裁委員会 平成31年5月21日（火）午後1時30分から

家裁委員会 平成31年5月21日（火）午前10時00分から

(2) 意見交換テーマ

地裁委員会 「裁判員制度について」（仮題）

家裁委員会 「成年後見制度について」（仮題）